

平成23年度 運輸安全マネジメントに対する取組みについて

エイチ・ディー西広島株式会社におきましては、創業以来の理念である『運転三原則』を肝に銘じて、輸送の安全に関し、社長以下全社員が一丸となって「運輸安全マネジメント」に取り組んでまいります。

平成23年5月10日
エイチ・ディー西広島株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

私たちは、『運転三原則』において、「安全を絶対の使命」と位置付けています。私たち一人ひとりが、「地域の皆様に愛され、支えていただけるバス会社を目指す」ため、『運転三原則』を基本的な方針とし、不断の努力をしております。

『運転三原則』

1. 私たちは、安全を絶対の使命として、お客さまをお運びします。
1. 私たちは、お客様が満足できるサービスを常に考え、実行します。
1. 私たちは、お客様にやさしく環境にやさしい運転をします。

2. 輸送の安全に関する目標とその達成状況

「平成23年度の目標」

1. 総有責事故件数 10件（平成22年度比 △8件）
2. 有責人身事故 0件（平成22年度比 △1件）
3. 交通安全運動期間中の有責事故 0件（平成22年度比 △2件）

【平成22年度の目標に対する結果】

「平成22年度の目標」

「結果」

- | | | |
|-------------------|-----|-----|
| 1. 総有責事故件数 | 12件 | 18件 |
| 2. 有責人身事故 | 0件 | 1件 |
| 3. 交通安全運動期間中は有責事故 | 0件 | 2件 |

(参考) 有責事故件数

	人身事故	物損事故（うち対固定物）	計	差
平成17年度	2件	15件（13件）	17件	—
平成18年度	1件	25件（14件）	26件	+9件
平成19年度	2件	13件（8件）	15件	△11件
平成20年度	2件	15件（9件）	17件	+2件
平成21年度	3件	11件（10件）	14件	△3件
平成22年度	1件	17件（11件）	18件	+4件
平成23年度（目標）	0件	10件（—件）	10件	△8件

3. 重大事故に関する統計

平成 18 年度	2 件（車両故障によるもの）
平成 19 年度	1 件（車両故障によるもの）
平成 20 年度	1 件（車両故障によるもの）
平成 21 年度	6 件（車両故障によるもの） 1 件（車内事故） 1 件（衝突事故…当社に責任のない事故）
平成 22 年度	8 件（車両故障によるもの）
平成 23 年度	4 件（車両故障によるもの）

（※重大事故とは・・・自動車事故報告規則第 2 条に規定された事故のことです。）

4. 行政処分の状況

平成 22 年度に行政処分を受けた事案はありませんでした。

5. 重点施策

平成 23 年度の重点施策を下記のように設定し、事故防止に努めてまいります。

計画（PLAN）・実行（DO）

（1）教育・研修

① 全員教育【管理者・ドライバー】

- ・ 平成 23 年度の目標・計画についての教育
- ・ ドライバーへの教育は班制度を活用して、班長・副班長が行う。

② 班活動を活用した取り組み

- ・ 管理者・ドライバーを 5 班に分け、各班あたりの目標有責事故件数を 2 件として取り組みを行う。
- ・ 事故件数・ヒヤリハット情報の件数を各班で競い合う。
- ・ 事故・不祥事惹起者に対する教育も、安全統括責任者（常務取締役）、統括運行管理者（リーダー）がアドバイスしながら、班長・副班長が行うことを基本とする。
- ・ 途中経過・取り組み等を検証するため、班長面談・会議を定期的に行う。

③ 事故多発者教育（随時）

- ・ 班活動による教育とは別に、重点的な教育が必要なドライバーには事故多発者教育を行う。

④ 定期教育

- ・ 祝日を中心に教育対象者が多く確保できるときには、従前どおり集合教育（終日）を行う。

⑤ OD 式安全性テストの積極的な活用

- ・ 今年度については、未受診の者を受診させると同時に、テスト内容が刷新されるようであれば、2 回目の受診を行う。
- ・ 1 回目の結果については、各ドライバーの性格を非常に的確に診断・評価し、ドライバーの関心も非常に高かった。診断結果を思い出させるため、各種教育の中で、1 回目の診断結果を本人に再確認させる。

⑥ ドライブレコーダーの活用

- ・ 22 年度に 15 台への設置を行ったことにより、乗合車両 31 両のうち 26 両に設置が完了した。
- ・ ドライブレコーダーに記録された事故・苦情の発生状況や、ヒヤリハット情報については、日常のドライバー教育に積極的に活用する。

⑦ 外部研修（クレフィール湖東）の受講

- ・ 昨年度より（社）広島県バス協会の主催で研修が行われている。昨年度は当社から 2 名が受講したが、体験型で非常に有意義な研修内容であったことから、今年度も 1 回の開催につき 2 名程度を受講させる。

⑧ その他

- ・ 乗務記録への個人目標記入の継続
→日々の反省に対する運行管理者のコメントの伝達を、班活動を通じて積極的に行っていく。
- ・ 希望者に対する運行管理者 基礎講習受講・資格取得の推進
- ・ 年間目標の達成度の掲示
- ・ 他社の事故事例の掲示
- ・ 国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」の掲示
- ・ 社長も含めた交通安全運動期間中の早朝巡視

(2) 組織内のコミュニケーションの円滑化

- ① 朝礼の活用
- ② 賞与支給時の面談（夏期・冬期・業績）
- ③ 家族交流サマーパーティー
- ④ ドライバーアンケートの実施

(3) 表彰

- ① 500 日・1000 日・2000 日・3000 日連続無事故達成者に対し、達成日の都度、表彰する。

- ② 事故件数・ヒヤリハット提出件数について、上期・下期の最優秀班、年間の目標達成班・最優秀班に表彰を行う。

内部監査（CHECK－チェック）（ACT－改善）

- （４）最低、年に１回、内部監査を実施し、必要な改善を行う。
（５）事故多発時等には、随時、内部監査を実施する。

6. 安全統括管理者

常務取締役 荒木 孝治

7. 安全管理規程 別紙

エイチ・ディー西広島株式会社 安全管理規程

制 定 平成 20 年 3 月 19 日

(目次)

第一章 総則

第二章 輸送の安全確保のための事業運営の方針等

第三章 輸送の安全確保のための事業実施及びその管理体制

第四章 輸送の安全確保のための事業実施及びその管理方法

第一章 総則

(目 的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき、輸送の安全確保のために遵守すべき事業運営の方針、事業実施及び管理の体制、方法を定めることにより安全管理体制を確立し、もって輸送の安全性向上を図る事を目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業にかかる業務活動に適用する。（以下「事業」という。）

第二章 輸送の安全確保のための事業運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、施設・車両及び社員を総合活用して輸送の安全を確保するものとする。そのための基本的な方針は次のとおり『運転三原則』に定める。

『運転三原則』

1. 私たちは、安全を絶対の使命として、お客さまをお運びします。

1. 私たちは、お客様が満足できるサービスを常に考え、実行します。

1. 私たちは、お客様にやさしく環境にやさしい運転をします。

2 社長及び役員は、『運転三原則』を踏まえ、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

3 輸送の安全に関する、『計画（Plan）の策定』、『実行（Do）』、『チェック（Che

ck)』、『改善 (Act)』を確実に実施し、安全対策を不断に見直す。
それにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性向上に努める。

4 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 『運転三原則』に基づき、次の事を実施する。

- ① 関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- ② 輸送の安全のための費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- ③ 輸送の安全のための内部監査を行い、必要な是正又は予防措置を講じる。
- ④ 情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- ⑤ 教育及び研修の具体的な計画を定め、実施する。

(輸送の安全に関する目標と計画)

第5条 『運転三原則』に基づき目標を定め、この目標を達成するため、前条の重点施策に応じ
て、必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全確保のための事業実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第6条 社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長及び役員は、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等、必要な措置を講じる。
- 3 社長及び役員は、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長及び役員は、輸送の安全確保のための業務遂行及び管理状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第7条 次の者を選任し、輸送の安全確保のための責任体制を構築し、企業統治を適確に行う。

- ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
 - ④ その他必要な責任者
- 2 各管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、組織を統括し、指導監督を行う。
 - 3 各管理者が事故等によりその職務が遂行できない場合には、その都度適当なものにその職務を代行させるものとする。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第8条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 前項の安全統括管理者については、常務取締役がその任にあたる。
- 3 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - ① 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ② 関係法令等の違反又は輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第9条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長等に報告する事。
- ⑥ 社長等に対し、輸送の安全確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善措置を講じる事。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全確保のため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全確保のための事業実施及びその管理方法

(重点施策の実施)

第10条 輸送の安全に関する基本的な方針である『運転三原則』に基づき、第5条で定めた目標を達成するため、計画に従い、第4条の重点施策を着実に実施する。

(情報の共有及び伝達)

第11条 社長等と現場や、運行管理者とドライバー等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(報告連絡体制)

第12条 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は、運行管理規程の定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長等又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）（以下「報告規則」という。）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（教育及び研修）

第13条 第5条で定めた目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（内部監査）

第14条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長等に報告するとともに、必要な方策を検討し、緊急の是正又は予防措置を講じる。

（業務改善）

第15条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全確保のために必要と認める場合には、必要な業務改善を検討し、是正又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりもさらに高度の安全確保のための措置を講じる。

（輸送の安全に関する情報公開）

第16条 下記の項目については、毎年度、外部に対し公表する。

- ① 『運転三原則』
- ② 目標及び目標の達成状況
- ③ 報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- ④ 重点施策
- ⑤ 安全統括管理者
- ⑥ 安全管理規程

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（記録の管理等）

第17条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

2 下記の項目については、適切に記録、保存する

- ① 輸送の安全に関する事業運営上の方針作成にあたっての会議の議事録
- ② 報告連絡体制
- ③ 事故、災害等の報告
- ④ 安全統括管理者の指示
- ⑤ 内部監査の結果
- ⑥ 社長等に報告した是正又は予防措置

3 前項に掲げる情報等の記録及び保存については、安全統括管理者の命を受けた者が管理する。